# 令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構(以下,「機構」という。)は,この 要綱に定めるところにより,徳島県東部圏域15市町村(徳島市,鳴門市,小松島市,吉野川市,阿波市,勝浦町,上勝町,佐那河内村,石井町,神山町,松茂町,北島町,藍住町,板野町,上板町)の魅力発信及び観光入込客数の増加を目的とした徳島県外からの募集型企画旅行商品について,予算の範囲内で新聞広告掲載やパンフレット等の作成経費の一部を助成することにより,旅行需要を持った人に徳島県東部圏域に関する観光物産情報を認知してもらい,全国から一層の観光誘客,イメージアップ,観光産業の振興を図るものとする。

## (助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

#### (助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

内容	限度額	助成対象経費
徳島県東部圏域内で2箇所以上の観 光等を行う旅行商品 ※観光等とは,施設入場・体験・食事 等を想定	100,000円 (経費の 2/3 を 上限とする)	徳島県東部圏域内への送客を目的とし「募集型企画旅行商品」を掲載した新聞広告,パンフレット等作成経費(制作・印刷代,ダイレクトメール配送費,新聞折込料,新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料(WEB は除く))に対して助成を行う。 なお,助成金の額は千円単位とする。

## (助成の要件)

- 第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推 進機構会長(以下、「会長」という。)に助成金を申請し、会長が交付決定した「募集型 企画旅行(日帰り)」を対象とする。
  - (1) 新聞広告掲載,新聞折込み,パンフレット,募集広告チラシ等を利用し,徳島県東部圏域内の旅行先の画像や案内等が掲載されるものであり,機構のロゴマークを表示するなど,機構の助成事業であることがわかること。

- (2) 原則として、新規に作成し募集を開始するものであること。
- (3) 機構が用意するアンケート(様式第1号)を旅行者に実施すること。
- (4) 次に掲げる旅行商品であること。
  - ① 徳島県東部圏域内観光地2箇所以上を行程に含む、徳島県外を出発地とする旅行商品であること。
  - ② コンベンション (大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ), 教育旅行, 合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (5) 旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもの。8名以上(無料人員・添乗員・乗務員を除く)での出発分を対象とする。ただし、新型コロナウイルス感染症により、県を跨ぐ移動が制限される等の事由により催行が中止となった場合については、この限りではない。
- (6) 機構ホームページの旅行ツアーとして掲載する,写真やパンフレット,新聞広告等 の電子データを提供すること。
- (7) 機構による他の助成事業との重複していないこと。

#### (助成の制限)

第5条 新聞広告掲載、パンフレット等作成経費の助成については、1造成箇所(1つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成箇所ごと)につき、次条の設定期間各区分において、1旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

#### (助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間		旅行商品設定期間(最大幅)
	令和2年6月25日から	令和2年7月1日から
	令和3年1月29日まで	令和3年3月5日まで

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする(書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する)。

### (助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

# (助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに通知するものとする。

## (助成事業の変更承認申請)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下,「助成事業者」という。) は、助成金の交付決定を受けた事業(以下,「助成事業」という。)の内容を変更又は中 止しようとするときは、あらかじめ令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進 機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を会 長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微 な変更については、この限りではない。
- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」 支援事業変更(中止)承認書(様式第5号)により、通知するものとする。

## (実績報告)

第10条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

## (助成金の額の確定)

第11条 会長は,前条に規定する令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業実績報告書を受理した場合は,その内容を審査し,必要に応じて調査を行い,適当と認めたときは,助成金の額を確定し,令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付確定通知書(様式第7号)により,助成事業者に通知するものとする。

#### (助成金の請求及び交付)

- 第12条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は,前項の請求書の提出があったときは,速やかに助成金を交付するものとする。

#### (助成金の経理)

第13条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成 事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### (助成金の交付決定の取消し)

- 第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

- 2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

# (雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和2年6月25日から適用する。

<b></b>	(第4条関係)			
		旅行会社名・ツアー名	•	
		出発日	月	月 ( )
		アンケート		
はじめにあ	なたご自身のことに	こついておたずねします。		
性別	① 男性② 女性	年齢 ① 10 歳代以下 ② 20 歳代 ⑤ 50 歳代 ⑥ 60 歳代 ⑦		④ 40 歳代
居住地	= 1	部・道・府・県 市・区	<ul><li>町・村</li></ul>	
問1 今回の	)旅行はどのような目	目的ですか。また、何人でのご旅行ですか。		
	① 家族旅行 ②	友人・知人との旅行		
目的	③ その他(	)	人数	人
問2 徳島県	  東部圏域への旅行に	は何回目ですか。		
1 12.4		回目 ④ 4回目 ⑤ 5回目以上		
© 1/3*> C	<u> </u>			
問3 ツアー	-の情報を何で知りる	ミしたか。		
		シ・パンフレット ④ ロコミ ⑤ <b>SNS</b> ⑥ そ	- の他 (	)
<u> </u>				,
問4 ツアー	-を選んだ決めては何	可ですか。(特に興味があるものをお書きく	ださい。)	
① 訪問先	Ē (	) ② 価格 ③ 日程 ④ 食事 ⑤ 体験	 内容(	)
問5 今回の	)ツアーでは、どの<	(らい支出されましたか。(予定を含む)		
次にあ	ってはまるおおよそそ	その金額をそれぞれ数字でお書きください。		
a ツアー	料金(1人あたり)			円
		b お土産		円
W 101	^ N.H ~ + U. ^ #	c お食事 (ツアー料金に含まれないもの	))	円
ツァー料	金以外で支出金額	d テマパーケや体験とエー等(ソアー代金に含まれない	もの)	円
		e その他		円
				円
問6 徳島県	具東部圏域での総合的	りな満足度はいかがでしたか。		
① 大満足	2 ② ほぼ満足 ③	どちらでもない ④ やや不満 ⑤ 大変ス	 下満	
問7 また徳	原島県東部圏域を旅行	<b>テしたいと思いますか。</b>		
① ぜひ旅	を行したい ② でき	れば旅行したい ③ どちらでもない		
④ あまり	旅行したくない(	) 旅行したくない		
問8 その他	2ご意見等ございまし	たらご記入ください		

これでアンケート調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

所在地名称代表者氏名

(EJ)

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付申請書

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」 支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり助成金の交付を受けたいので、 関係書類を添えて申請します。

- 事業の内容 (ツアー名等)
- 2 パンフレット等作成経費 金 円
- 3 助成交付申請額 金 円
- 4 事業計画書 別紙1のとおり
- 5 収支予算書 別紙2のとおり

# 事業計画書

1. 事業の内容 ※ツアー名等	
2. 観光地等	※記載例: ①大塚美術館, 霊山寺 ②阿波おどり会館, 阿波の土柱
3. 旅行商品の設定 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 送客見込数	人
5. 作成内容	※記載例:パンフレット 20,000 部 ○○新聞(配布部数:○万部)掲載 全5段モノクロ 会員DM 50,000 通 等
6. 掲載する徳島県 東部圏域内の旅 行先の写真や案 内等	※記載例:鳴門のうずしおの写真 吉野川市の高開石積みの写真 等
7. その他特記事項	
8. 担当者	【部署名】 【氏 名】 【連絡先】 TEL: FAX: E-Mail:

※パンフレットなど旅行商品の内容がわかる書類を添付すること

# 収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	摘要(積算基礎等)
助成金		
自己負担金		
計		

2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	摘要(積算基礎等)
計		

<sup>(</sup>注)パンフレット印刷や新聞折込費用の見積書(写)等, 印刷経費及び印刷部数が明示されたものを添付のこと

イーストとくしま助成第 号 令和 年 月 日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 会長 内藤 佐和子 ⑩

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、令和2年度一般社団法 人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱 第8条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件
- (1) この助成金は、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。
  - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
  - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
  - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業実績報告書,収支決算書等を提出してください。
- (4) 会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。
- (5) 令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

所在地名称代表者氏名

(EII)

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業変更(中止)承認申請書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更(中止)したいので、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 助成金交付変更額

 既交付決定額(A)
 金
 円

 変更承認申請額(B)
 金
 円

 差 引 増 減 額(B-A)
 金
 円

- 4 事業計画書 別紙のとおり
- 5 収支予算書 別紙のとおり
- ※変更後の事業計画書及び収支予算書は、様式第2号(第7条関係)の別紙1及び2を 利用のうえ、変更前、変更後がわかるように作成すること。

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 会長 内藤 佐和子 ⑩

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業変更(中止)承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金交付の変更(中止)については、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光 推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業変更(中止)承認申請書記載のとおり。
- 2 交付決定額

 変更後(A)
 金
 円

 変更前(B)
 金
 円

 差引増減額(A-B)
 金
 円

- 3 交付条件
- (1) この助成金は、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。
  - ア 申請書に記載された内容を変更するとき。
  - イ 助成事業を中止し、または廃止するとき。
  - ウ 予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。
- (3) 助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

所在地名称代表者氏名

(EII)

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業実績報告書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱第10条の規定により報告します。

- 事業の内容
   (ツアー名等)
- 2 パンフレット等作成経費 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 事業実績報告書 別紙3,4のとおり
- 5 収支決算書 別紙5のとおり

# 事業実績報告書①

○助成事業を実施しての意見・感想等

1 旅行会社からの意見・感想等			
※徳島県東部圏域内の観光地・宿泊等に関する感想や意見等			
2 旅行者からの意見・感想等			
※当助成事業を紹介または同行した際に受けた,旅行者からの徳島県東部圏域内の観光			
地・宿泊等に関する感想や意見等			

# 事業実績報告書②

# ○催行実績

○惟11天順	実施日	送客人数	備考
月	日	人	
	日	人	
	日	人	
	日	人	
	日	人人人人人人人人人人人	
	日	人	
	日	人	
	日	人	
	日		
	日	人	
月	日	人	
	日	人	
	日	人人人人人人人人人人人	
	日	人	
	日	人	
	日	人	
	日	人	
	目	<u></u>	
	目		
_	月	人	
月	日	人 人 人	
	日	人	
	日		
	日	人	
	日	人 人	
	日日日	人.	
	日日日	人	
	日日日	人	
	日日日	人	
	日	人	

<sup>※</sup>送客実績が確認できる、施設等が発行する領収書(写)又は証明書を添付のこと。

# 収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	決算額	摘要(積算基礎等)
助成金			
自己負担金			
計			

2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	決算額	摘要(積算基礎等)
計			

(注)支出した経費内容がわかる、パンフレット印刷や新聞折込費用の請求書(写)等、募集に要した経費および部数等が明示されたものを添付のこと

成果品として、募集に使用したパンフレットや広告掲載の紙面等を添付のこと

イーストとくしま助成第 号 令和 年 月 日

様

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 会長 内藤 佐和子 ⑩

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

所在地名称代表者氏名

(EJJ)

令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 「募集型企画旅行(日帰り)」支援事業助成金請求書

令和 年 月 日付けイーストとくしま助成第 号で交付確定通知した助成金について,令和2年度一般社団法人イーストとくしま観光推進機構「募集型企画旅行(日帰り)」 支援事業助成金交付要綱第12条の規定により,次のとおり請求します。

1	請	才	₹	額	金	円
					金融機関名:	
					支店名:	
					口座種類:	
2	振	込	П	座	口座番号	
					口圧力我。	